

## 大熊町における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて

平成24年11月30日

原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、大熊町において設定された警戒区域について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日、原子力災害対策本部決定）に基づき、以下のとおり見直しを行うことを決定する。
  - (1) 陸域の避難指示区域を、別添1の公示のとおり、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直す。
  - (2) 陸域の警戒区域を解除する。
  - (3) 対象となる区域が広域であること、人口が多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮し、上記(1)及び(2)の見直しは、平成24年12月10日午前0時に行う。

※今回の見直し対象区域等については、別添地図参照。

2. 本決定を踏まえ、大熊町長に対し、別添2のとおり指示を行う。

以上